

議案第160号

大阪市保健福祉センター条例の一部を改正する条例案

大阪市保健福祉センター条例（平成15年大阪市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第2 中城東区保健福祉センター分館の項を削る。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

平成27年2月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

城東区保健福祉センター分館を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

(傍線は削除)

大阪市保健福祉センター条例（抄）

別表第2（第1条関係）

名 称	位 置
省 略	省 略
<u>城東区保健福祉センター分館</u>	<u>大阪市城東区中央2丁目11番23号</u>
省 略	省 略